

2024 MFJ国内競技規則 MOTORCYCLESPORTS RULES

付則15 モトクロス競技規則

環境への配慮

モトクロスは自然の中で行うスポーツであり、このすばらしいスポーツを存続するため、競技中のみならず、日頃の練習時にもライダー・関係者は下記事項に注意しなければならない。

- ①すべてのパーキングエリアを清潔に保つこと。
- ②パドックにおいては地面にオイル・ガソリン等をこぼさないようにマシンの下に環境マット（防水素材のシート）を使用すること。
- ③ゴミはすべて持ち帰ること。
- ④地元住民に配慮し、通行時や早朝・夜間のエンジン音など注意すること。
- ⑤パーキング規制を重視し、緊急の場合のために通路を綺麗に保つこと。
- ⑥喫煙は喫煙場所以外で行わないこと。
- ⑦モトクロス場で決められたエンジンを掛けて良い時間を守ること。
- ⑧施設で定められた音量規制がある場合はそれを守ること。
- ⑨パドック利用においては他人を敬い、必要以上のスペースを確保せず、常に譲り合いの精神を持つこと。
- ⑩パドックでの宿泊が認められた大会においては、周囲に迷惑がかかる行為（深夜におよぶ騒ぎ声や飲酒等）は厳に慎しまなければならない。
- ⑪パドック内における貴重品の管理はすべて各自で責任をもつこと。主催者、施設は一切責任を負わない。
- ⑫会場では常に防火対策に努め、ABC粉末タイプ4型（内容量1.2kg）以上の消火器を準備しておく。

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内すべてのMFJ公認モトクロス競技会に適用される（世界選手権を除く）。

2 モトクロス

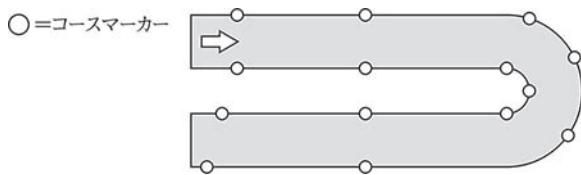
モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような地形の場所で行なわれるクロスカントリーレースである。

3 コースの仕様

コースの長さは1周を3km以下とし、その幅は少なくとも追い越し可能なゆとりを持たせなければならない。また、コースや付帯設備は、別に定めるモトクロス会場に関する規則に準拠し、適切なレーシングコンディションと安全性が確保されていくなくてはならない。

●コースの定義

- ・コースの端はコースマーカー（白杭等）もしくはコーステープ等で示される。
- ・進行方向左右のコースマーカー（白杭またはテープ等）の間をコースとする。
- ・同じ側の杭と杭の間は、原則としてその間を結ぶ直線上をコースと見なす。



4 レース中の公式シグナル(合図)

ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。

4-1 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm以上の寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

シグナル		意味
赤旗		レースが停止された。速度を落とし安全にスタートゲートに戻る。 再スタート時、全ライダーはスタートゲートに戻る。(ただしパドックに戻ったライダーはスタートできない)
黒旗と黒地に白文字でゼッケンを記したボード		サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。
黄旗	静止	次のフラッグポストで黄旗振動が提示されている。 前方の振動区間の制限に備えて準備すること。
	振動	転倒、事故発生場所の直前フラッグポストであることを示す。 速度を減速、停止準備、追い越し禁止、大幅に減速してジャンプを通過すること。 「振動～転倒・事故発生場所を完全に通過するまで」を適用区間とする。
※安全のために数名のフラッグマーシャルが1つのポストを形成する場合がある。		
青旗（振動）		警告、ラップされようとしている
緑旗		レーススタート時におけるコースクリアを示すため、およびエンジン始動の合図に使用される場合がある。
チェック旗（白黒）		レース終了
青旗+チェック旗（振動）		トップのライダーにはレース終了を示すが、その直前を走行するライダーはもう1周レースが残っている。
レッド クロス旗	静止（ゴールラインで提示）	コース内のどこかで救護活動が行なわれている。
	振動（救護現場で提示）	救護活動場所を示す。
	黄旗とともにレッドクロス旗を振動させて、後続者に知らせる。レッドクロス旗振動が提示されている場所（救護活動場所）付近では細心の注意を払い、すぐ停止できる速度まで減速して通過すること。救護員が危険にさらされたと判断される様な速度で通過した場合は、そのライダーに罰則が与えられる場合がある。	

4-1-1 レース中の公式シグナルの違反は、罰則が与えられる。罰則は、大会審査委員会が違反の内容により裁量を決定する。

4-2 競技内容が示されている規定の時間を経過した後、トップのライダーがフィニッシュラインを通過する時点から、残りの周回数を示すボードが提示される。

5 出場車両

車両は、第3章 競技会 **17** 出場車両の限度を充たし、安全上完全に整備されており、メインフレームおよびクランクケースには認識番号が刻印されているかまたは認識マークが表示されていなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両または車両検査にて不合格となった車両は競技会に出場することはできない。

6 MFJ公認車両

全日本選手権シリーズIB OPENクラス・レディースクラス、地方選手権シリーズナショナルクラス（NA）・ジュニア

クロスはMFJ公認車両でなければならない。

MFJ公認車両は、[MFJ公認車両] およびMFJホームページ [https://www.mfj.or.jp] を参照。

7 ライダーの装備

7-1 ヘルメット：第3章 競技会 **16 ライダーの装備** (MFJ公認ヘルメットおよびレーシングスーツ) を参考のこと

7-1-1 ヘルメットはMFJがモトクロス用として公認したものでなければならない。

ただし、外国籍を持つライダーがスポット参戦する場合、この限りではない。

7-1-2 MFJ公認ヘルメットには、MFJ公認マークが貼付されている。

※MFJ公認マーク 〈2022規格〉



※2022規格以前の公認マークおよび使用期限については、
卷末ページを確認ください。

推奨 ヘルメットは、使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は
使用しないことを推奨する。

7-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行なわれ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認
したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。

〈使用が認められない例〉

- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）があるもの
- 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕があるもの
- 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み等）のあるもの
- 4) アゴ紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障のあるもの
- 5) シールドのある場合、シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れのあるもの

7-2 ヘルメットおよび装備品へのウェアラブルカメラ（各種取付ステーも含む）等の装着は禁止する。

7-3 ゴーグル

ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃
を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

7-4 ライダーの服装

7-4-1 服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものであってはならない。

7-4-2 自由な動作を妨げない長袖のジャージと長ズボンを着用しなくてはならない。

7-4-3 適切な素材製のグローブと、ヒザ下までを保護する皮革または皮革と同等の強度を持った樹脂等で形成
されたブーツの着用が義務付けられる。

7-4-4 全日本選手権**公認クラス**、**地方選手権公認クラス**に出場するライダーは、バックプロテクター・チェストガード（プレストガード）の装備が義務付けられる。

バックプロテクター・チェストガード（プレストガード）は硬質の樹脂製であること。

内側には衝撃緩衝効果のある素材が取り付けられていることが望ましい。

CE規格・EN1621-2 [Level1 または Level2] 適合品のバックプロテクターおよびEN1621-3 [Level1 またはLevel2] 適合品のチェストガードを使用する場合は、硬質の樹脂製でなくとも使用が認められる。

バックプロテクターおよびチェストガード（プレストガード）はジャージの上に着用しても、ジャージ
の下に着用しても良い。

7-4-5 下記の保護部位は、ウェアに皮革製のパッドが装備されているか、または衝撃緩衝効果のある素材（発泡ウレタン等）で覆うことが強く推奨される。ウェアにパッドが装備されていない場合は、外側が硬質
の素材で内側は衝撃緩衝効果のある素材でできた別体式のプロテクターを下記部位に装備することが強

く推奨される。

＜保護部位：肩、ヒジ、腰部およびヒザ＞

7-4-6 マウスガード（マウスピース）

口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードが装着を推奨される。

マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように赤色以外の明るい色が望ましい。

當時噛み合わせをしていないと固定されないタイプのものは、誤飲防止のため、使用を禁止する。

8 クラス名称と排気量区分

* クラスは以下のとおりとする。 公認：昇格対象（IA 除く） 承認：昇格対象外

* 参加者は、第3章 競技会 13 競技参加者に合致していかなければならない。

Format	Class	Vehicle Rule	License							Exhaust Volume		Max Cylinders	Max Gears
			MXIA	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	Others	2 Stroke	4 Stroke		
[公認] 全日本	IA1	Basic rider only	○	×	×	×	×	×	-	175cc exceeds 250cc	290cc exceeds 450cc	1	6
	IA2	Basic rider only	○	×	×	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6
	IBOPEN	MFJ certified vehicle (basic rider + domestic rider)	×	○	×	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6
	レディース	MFJ certified vehicle (basic rider + domestic rider)	○	○	○	○	○	×	※①	65cc exceeds 85cc	85cc exceeds 150cc	1	6
[公認] 地方選	インターナショナル オープン(IO)	Basic rider only	○	○	×	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6
	ナショナル(NA)	MFJ certified vehicle (basic rider + domestic rider)	×	×	○	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6
	ノービス(NB)	Basic rider only	×	×	×	○	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6
	ジュニアクロス (JX)	MFJ certified vehicle (basic rider + domestic rider)	×	×	×	×	○	×	-	65cc exceeds 85cc	85cc exceeds 150cc	1	6
[承認]	オープン85 (OP85)	Basic rider only	○	○	○	○	○	×	EJ	65cc exceeds 85cc	85cc exceeds 150cc	1	6
	キッズ65(K65)	Basic rider only	×	×	×	×	○	○	-	49cc exceeds 65cc	49cc exceeds 110cc	1	-
	チャイルドクロス (CX)	50cc vehicle rule	×	×	×	×	○	○	※②	50cc	50cc	1	-
	2st125cc	Basic rider only	○	○	○	○	○	○	EJ	100cc exceeds 125cc		1	6

略称…MXIA (国際A級)、MXIB (国際B級)、MXNA (国内A級)、MXNB (国内B級)、MXJ (ジュニア)
※① レディースクラスは、MXJ、MXNB、MXNA、MXIB、MXIA ライセンス所持者の女性のみ参加対象
※② チャイルドクロス (承認50cc) は小学校6年生以下のMX ジュニアライセンスまたはPC ライセンス所持者が参加対象
※2ストローク150ccで公認申請があった車両は、MFJに認められた場合「モトクロス特別公認車両」として“1クラス”、“オープンクラス”への出場が認められる。

9 出場申込み

- 9-1 出場申込み場所および期間は、大会特別規則に明記される。
- 9-2 出場申込み手続き
- 9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料を添えて大会事務局（主催者の指定するエンター先）に提出しなければならない。
- 9-2-2 2クラス以上に出場を申込む場合、申込書は1枚で良い。ただし、2クラス以上の出場に必要な事項をすべて記入すること。万一記入漏れのあった場合、申込みを拒否される場合がある。
- 9-2-3 郵送の場合は締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 9-2-4 締切日以降の申込みおよび電話・FAX等の申込みは一切受けない。
- 9-3 ピットクルー
PCライセンスにおいては、当該年度有効なライセンスカードに、ライダーとともに登録されている保護者（1名）をピットクルーとして登録することができるが、J（ジュニア）・NB・NA・レディース・IB

- ・IAは別途ピットクルーライセンスが必要である。

10 参加受理

- 10-1 必要事項を記入した出場申込書、および所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理した者のみ、参加受理書が発送または電子発行される。
- 10-2 大会が中止された場合、または参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれにあてはまらない）出場料が返却される。**中止の場合の返却額は大会特別規則に事前に示される場合がある。**
- 10-3 いったん受理された出場料は、上記10-2および第3章 競技会 **30 競技会の延期および中止等の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。** 公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

11 公式通知・タイムスケジュール

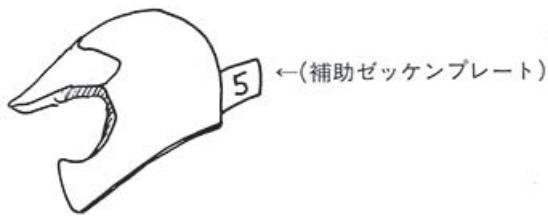
公式通知およびタイムスケジュールの詳細は、申込み締切後に通知される。第1章 総則 **5 大会特別規則ならびに公式通知**

12 参加定員

定員は定めない**が、大会特別規則で定められる場合がある。**

13 ゼッケンナンバー

- 13-1 ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体および色で記入しなければならない。**付則17 モトクロス基本仕様 3-15 ナンバープレート**
- 13-2 ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくくと判断された場合には修正が要求される。
ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正し、再度車両検査を受けなければならない。
- 13-3 レース中、ナンバープレートや配布されたゼッケンを装着せずに走行したり、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行してはならない。ゼッケン未装着や異なったゼッケンで走行した場合、その周回数は記録されない。
- 13-4 雨天時において、競技監督が判断した場合、ヘルメット後部に補助ゼッケンプレート（9cm × 9cm程度）を取り付けなければならない。



- 13-5 雨天時に、補助ゼッケンの装着の妨げにならないヘルメットカバーの使用は、認められる。

14 燃料およびオイル

- 14-1 ガソリンは無鉛ガソリンに制限される（AVガス、航空機用燃料等は使用できない）。ガソリンおよびオイルに関する詳細は第3章 競技会 **18 燃料およびオイル**および付則17 モトクロス基本仕様 **4 燃料、燃料／オイルの混合液／冷却水**による。

- 14-2 ガソリンの銘柄およびその詳細が主催者によって指定された場合は、指定ガソリンを使用しなければならない。
- 14-3 ガソリンの運搬については、消防法第16条の規定に従った方法で行なわなければならない。

15 出場受付

- 15-1 出場受付の時間および場所は、公式通知によって示される。
- 15-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのピットクルーはMFJライセンス、参加受理書および健康保険証（コピー可）を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 15-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。
- 15-4 未成年者の参加承諾書は、ライセンス申請時に提出しなければならない。

16 車両検査

- 16-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行なわれる。
- 16-2 車両検査のための車両は、ライダー本人または当該ライダーのピットクルーが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。また、車両に打刻されたナンバー（エンジン部・フレーム部）が失われている車両については、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレーム・クランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のないフレーム・エンジンについては、車検で、フレーム・エンジンに認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。
- 16-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、練習走行を含む一切の走行を拒否される。
- 16-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて隨時車両の検査を行なうことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

17 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

18 車両ならびにマーキング部品の変更

- 18-1 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要が生じた場合は、所定の書式に従つて車両の変更申請を行ない、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。
- 18-2 公式車検終了後の車両変更手数料は、5,000円とする。
- 18-3 当該大会車検終了後から、安全上の理由（亀裂・破損・故障など走行に支障をきたす状態）により、マーキング部品【フレームボディおよびエンジン（クランクケース）またはその両方】を交換する必要が生じた場合は、競技監督の許可を得て、定められた時間内に所定の書式に従つて変更申請手続きを行なう。元の部品を提示することを条件にマーキング部品の交換が認められる。
- 18-4 変更手数料は、一部品【エンジン（クランクケース）またはフレームボディ】につき5,000円とする。
第3章 競技会 [19 競技出場の申込み](#)、[21 ライダーおよび車両の変更](#)
- 18-5 車両ならびにマーキング部品の変更は、同一部門・同一車両メーカー・同一排気量同士のみ認められる。
- 18-6 識別のないフレームボディまたはエンジン（クランクケース）に変更する場合は、部品番号が表示され、公認部品であることが証明できるメーカーまたは販売店発行の部品証明書を車検で提示するか、または交換前の刻印のあるフレームボディまたはエンジン（クランクケース）を車両検査場に提示すること。さらに別の方法として、車検で、認識番号のないフレームボディまたはエンジン（クランクケース）に

- については、車検でフレームボディまたはエンジンの認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用することが認められる。
- いずれかの提示ができない場合は、原則として競技会への出場は認めない。
- 18-7 規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行なわない。

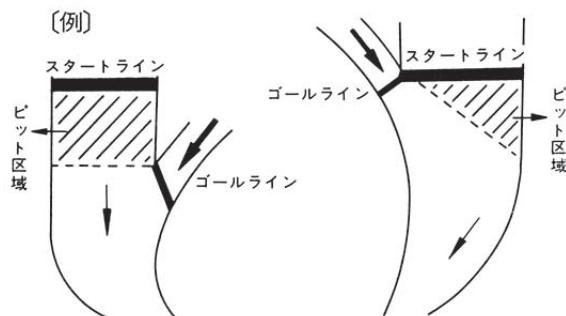
19 フリープラクティスまたは公式練習

大会によって、フリープラクティスまたは公式練習が設けられる。フリープラクティスへの参加は任意とするが、安全上の理由から参加することが望ましい。公式練習への参加は義務とする。

公式練習で走行できる車両は、当該競技会に出場することを許可された車検合格済の車両のみとする。

20 ピットおよびサインエリア

- 20-1 ピットおよびサインエリアは主催者により指定される。特に指定のない場合のピットエリアは、スタートラインからフィニッシュラインまでの、周回走行の妨げとならないコースサイドまたはコース上である。



- 20-2 ピットクルーはサインエリアを厳守しなければならない。

- 20-3 決勝レースにおいては、サイティングラップ終了時間までスタートティングエリアをピットエリアとし、当該ライダーへ登録されたピットクルー1名のみ、安全に走行するための作業は認められる。**大会によってはウェイティングエリアをピットエリアとする場合があり、この場合は登録されたピットクルー2名が安全に走行するための作業をすることが認められる。**ただし給油作業を行なう場合、必ず主催者が指定した場所で行なわなければならない。

- 20-4 ピットエリア内で車両整備などに従事するメカニックの数は、2名以内に限定され、いずれも当該年度有効なピットクルーライセンス所持者で本大会出場申込時に登録された者とする。

- 20-5 レース中、サイレンサー、マフラー、チャンバー等の部品が外れた、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗およびゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにピットエリアに入り、修理しなくてはならない。修理後、競技役員の許可を得た上で再スタートが認められる。

21 公式予選

- 21-1 各クラスの出場申込み台数が、決勝レース出場台数を超えた場合、決勝進出者決定のために公式予選が行なわれる。
- 21-2 公式予選の内容
- 21-2-1 公式予選は、原則として各クラス別に行なわれる。
- 21-2-2 公式予選の日程は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。
- 21-2-3 公式予選は原則として大会特別規則もしくは公式通知に示される周回数のレースによって行なわれる。

22 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は原則として最大30台とするが、各大会ごとに定められる公式通知に示される。

23 スタート位置の決定方法

スタート位置の決定方法は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。

一度スタートティンググリッドを選択した後の位置の変更は認められない。

24 ウォーミングアップ

- 24-1 エンジンのウォーミングアップは、主催者より指定された場所および時間帯に限られる。
- 24-2 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）はライダーから“待て”のサインがあっても競技は続行される。

25 レース

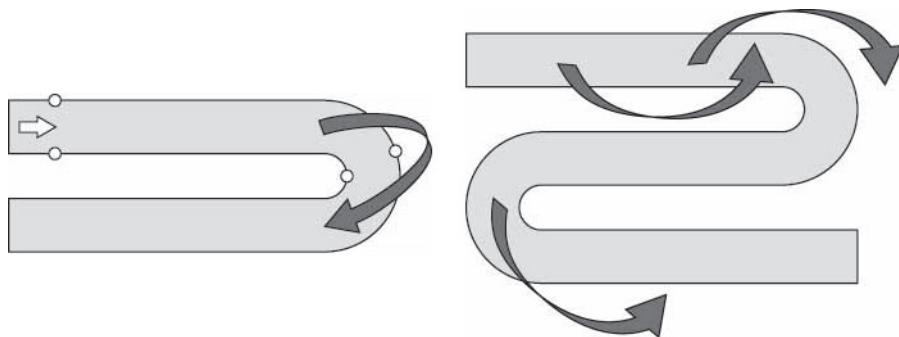
- 25-1 スタートまでの行動
 - 25-1-1 ライダーは、大会特別規則または公式通知に定められたタイムスケジュールを厳守しなければならない。
 - 25-1-2 ライダーは、スタート前チェック後、車両とともに指定区域内に待機していなければならない。
- 25-2 スタート
 - 25-2-1 スタートの方法については、原則として各部門ともスタートティングマシンを使用したエンジンランニングスタートとする。ただしスタートティングマシンを使用しない場合は、主催者の定めるスタート方法とする。
 - 25-2-2 スタート位置は、すべて正規のスタートラインからなるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは、一切考慮されない。
 - 25-2-3 スタートティングマシンが使用される場合、車両の位置はスタートティングマシン後方の区域内とする。
 - 25-2-4 スタートの合図は、スタート係の合図（国旗等）によって行なわれる。ただし、スタートティングマシンを使用する場合は、この限りでない。
 - 25-2-5 スタート時にフライングがあった場合は、スタートライン前方（第1コーナー付近）において赤旗が提示され、再スタートとなる。また、同一ライダーが再度フライングした場合、当該ライダーは失格となる。
- 25-3 スタート失敗（スタートティングマシンを使用した場合）
 - 25-3-1 **フライングをしていないライダーに不利が生じた場合、スタート失敗とする。**
 - スタートの判定について抗議をすることはできない。**
 - 25-3-2 スタートが失敗した場合、再スタートが行われる。
 - 25-3-3 赤旗がライダーに掲示される。
 - 25-3-4 すべてのライダーは**スタートゲートまたはウェイティングエリアに戻り、同じライダーによってできるだけすみやかに通常の手順で**再スタートが行われる。
 - 25-3-5 スタート失敗後、マシンを交換することはできない。
 - 25-3-6 スタート失敗の原因となったライダーは、競技監督およびレースディレクションにより再スタートから除外される場合がある（失格扱いとなる）。
- 25-4 コースアウト
 - ライダーは、走行中、止むを得ず定められたコースを外れ、再びコースに戻る場合、安全確認を行ない、外れた地点からコースに復帰しなければならない。ただし、外れた地点からコース復帰することが困難な場合は、直近の安全な地点で、時間・順位のいずれの観点でも有利とならないように、復帰すること

が認められる。復帰する場合は、安全確認を行なわなければならない（※ジャンプの着地点および後方からのライダーが確認できない位置からのコース復帰は、禁止する）。自分に有利となる場所から復帰した場合、または大会審査委員会で有利と判断された場合、当該審査委員会にてペナルティーが科せられる。

25-4-1 コースアウトの詳細

定義：直線の両サイドやコーナーのアウト側からはみだす等、時間・順位いざれの観点においても有利にならず、コースに復帰する状態を指す。

例



25-4-2 復帰方法

減速し、コースアウトした場所からできるだけ近く、コース復帰可能な地形であり、かつ後続ライダーから見える位置から安全を確認して復帰する（ジャンプの着地点からの復帰は禁止される）。

25-4-3 罰則対象となる例

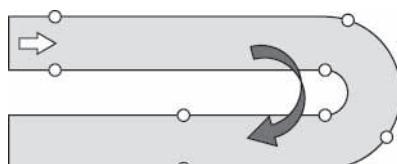
- ①コース復帰時に後続のライダーの走行に影響を与えた（後続に減速させた、回避行動等をさせた等）
- ②順位を上げた
- ③コース外を走行中、減速せずオフィシャルやプレス等を危険にさらした

25-5 コースのショートカット

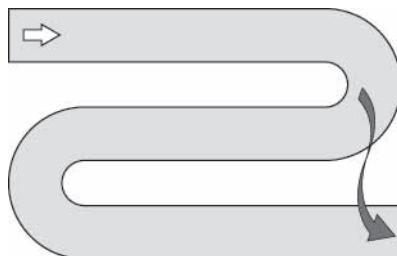
コースのショートカットは禁止する。コースをショートカットした場合、その内容に応じてペナルティーの対象となる。ペナルティーの量刑は当該審査委員会にて決定される。

25-5-1 コースショートカットの詳細

定義：いったんコース外に出てコースへ復帰する際、距離・時間・順位のいざれの観点でも有利となる状態を指す。



コーナーのイン側のコース外を走行し距離・時間・順位のいざれの観点でも有利となる行為



コースアウト後、距離・時間・順位のいざれの観点でも有利な場所からコースに復帰する行為

罰則対象となる例

- ①コースをショートカットした場合は、罰則が与えられる（失格・1周減算等）

※危険回避等やむを得ずショートカットし順位を上げてしまった場合においても、速やかに元の順位

に戻った場合、罰則の対象とされない場合がある。

②コース復帰時に後続のライダーの走行に影響を与えた場合（後続に減速させた、回避行動等をさせた）

- 25-6 リタイア
- 25-6-1 競技中、何らかの理由でレースから辞退する場合は、いずれかのコースオフィシャルに申告することでリタイアすることができる。
- 25-6-2 リタイアの場合でも、完走周回数を満たしている場合は順位が与えられる。
- 25-6-3 レースが中断され再スタートする場合、すでにリタイアしたライダーは再スタートすることはできない。
- 25-7 赤旗が提示された場合、再スタートまでの時間は、原則として「競技中」と解釈される。

26 赤旗の提示と再スタートの方法

- 26-1 赤旗を提示した場合のレースの成立および再スタートのガイドライン
再スタートする場合のレース時間や周回数は当該大会審査委員会が決定する。
- 26-1-2 赤旗が提示され、再スタートしない場合、以下のガイドラインに則る（第3章 競技会 **30 競技会の延期および中止等** **30-5-2-1 (b)** 参照）。
 - 26-1-2-1 トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3未満だった場合はポイントは与えられない。
 - 26-1-2-2 トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3～2/3未満だった場合は「レース成立」とし、赤旗の提示される前の周回の順位によって通常の半分のポイントが与えられる。
 - 26-1-2-3 トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の2/3以上走行した場合は「レース成立」とし、赤旗の提示される前の周回の順位によって通常のポイントが与えられる。
 - 26-1-2-3-1 この場合、再スタートはしない。
- 26-2 再スタートの方法（手順）
 - 26-2-1 赤旗が提示され、再スタートする場合は、以下の手順に則る。
赤旗が提示された後いかなる場合でも、ライダーはコース内スタートゲート前に戻りいったんエンジンを停止して競技役員の指示を待つ。
 - 26-2-1-1 トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3未満だった場合。
 - 26-2-1-1-1 ライダーは速やかに当該レースで選択したグリッドへ再び入る（**いったんエンジンを停止する**）。
 - 26-2-1-1-2 ただし、パドックに戻ったライダーと、再スタートの時間に間に合わなかったライダーはスタートできない。
 - 26-2-1-1-3 メカニック（1名のみ）は、全ライダーが再スタートの為にグリッドへ並んだ後、担当競技役員の指示によりスタートエリアに入ることができる。
 - 26-2-1-1-4 燃料補給は、指定された場所で行なうこと。
 - 26-2-1-1-5 担当競技役員より、再スタートする時刻**と、残りのレース時間**が公示される（再スタートまでの時間をカウントダウンボードで提示する）。
 - 26-2-1-1-6 担当競技役員がカウントダウンボードの提示と同時にグリーンフラッグ提示またはエンジンスタートの合図を出し、エンジンを始動する。**エンジンが始動しない等トラブルが発生したマシンがあったとしても、原則として進行は止めないものとする。**
 - 26-2-1-1-7 1分前のボード提示時にメカニックはスタートエリアから退去する。
 - 26-2-1-1-8 15秒前のボードを提示。
 - 26-2-1-1-9 5秒前のボードを提示。
 - 26-2-1-1-10 5～10秒でゲートが落ちる。
 - 26-2-1-1-11 赤旗が提示される前までにライダー間に発生していた時間差は再スタート時に考慮されない。
 - 26-2-1-1-12 再スタートする前までのレースは、一切結果に考慮されない。
 - 26-2-1-1-13 スタートした後エンジンのかからない等整備が必要な車両は、競技監督の許可の下、ライダー本人または当該ライダーに許可されたピットクルー1名のみが、再スタートのための作業をグリッドで行なうこ

とができる。

- 26-2-1-2 トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3～2/3未満だった場合。
- 26-2-1-2-1 残りのレース時間 + 1周**を最長として**レースを行なう。
- 26-2-1-2-2 再レースまでの間、メカニックの作業は行なうことができない。
- 26-2-1-2-3 ただし、パドックに戻ったライダーと、再スタートの時間に間に合わなかったライダーはスタートできない。
- 26-2-1-2-4 レースを続行していたライダー全員が赤旗を提示されずにフルラップを完了した時点の順位順に、スタートライン前に1コーナーのイン側から横に並べる。
- 26-2-1-2-5 担当競技役員が、1台ずつ旗でコースインを指示して再スタートが開始される。
*スタートティングマシンは使用しない。
- 26-2-1-2-6 赤旗が提示される前までにライダー間に発生していた時間差は再スタート時に考慮されない。
- 26-2-1-2-7 再スタートする前までのレースは、一切結果に考慮されない。
- 26-2-1-2-8 スタートした後エンジンのかからない等整備が必要な車両は、競技監督の許可の下、ライダー本人または当該ライダーに許可されたピットクルー1名のみが、再スタートのための作業をグリッドで行なうことができる。

27 レース終了

- 27-1 レース終了は、チェック旗が振られ、フラッグマーシャルが定位置を離れるか、またはマーシャルがコースを一巡することによって示される。
- 27-2 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものと見なされる。
- 27-3 何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースは、それが本来終了する時点で終了したものと見なされる。
- 27-4 フィニッシュライン
- 27-4-1 フィニッシュラインの定義
フィニッシュラインは、コース両端に配置されたパネルなどの表示物により明確に示され、**表示物の根元、コース進行方向に対して反対側の端を結ぶ直線をフィニッシュラインとする。**
- 27-4-2 フィニッシュライン通過の定義
ライダーの身体（装備を含む）がマシンに接触した状態で、フロントタイヤの先端がフィニッシュラインに到達した時点とする。自動計測機器が使用されている場合は、この限りではないが、自動計測による順位と実際の順位について差異がある場合は実際の順位が優先される。実際の順位とは、競技役員の目視および競技運営団により撮影された映像により判定された順位を指す。
- 27-5 ライダーは、レース終了時にチェックを受けた後、後ろから来るライダーとの接触を避ける為に、主催者が示すセーフティラインを過ぎる位置まで、速度を下げずスピードを保持したまま、安全を確保できるエリアまで進まなければならない。
- 27-6 トップのライダーがチェックを受けた後、大会特別規則または公式通知にて示される規定時間を経過した時点でチェックを受けられていないコース上のライダーはそのラップでリタイアしたものとみなされ、コースから退出するように指示される。

28 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

順位は以下の優先順位に基づき決定される（いかなる場合も完走者およびチェックが優先される）。

- 28-1 優勝者
優勝者は、定められた周回数またはレース時間を最短時間で完走したライダーとする。
- 28-2 完走者

- 28-2-1 優勝者の75%（少数点以下は切り捨てる）以上の周回数を完了したライダーを完走者とする。
- 28-2-2 レース途中でリタイアしたライダーも28-2-1に基づき完走周回数を完了している場合は、完走者と見なされる。
- 28-3 順位の優先
- 28-3-1 チェッカーを受け完走周回数を満たしたライダーで周回数の多い順。
- 28-3-2 28-3-1で同周回の場合はチェッカーを受けた順。
- 28-3-3 チェッカーを受けられなかった完走周回数を満たしたライダーで、周回数の多い順。
- 28-3-4 28-3-3で同周回数の場合はフィニッシュライン通過順。
- 28-4 その他の優先順位（未完走者）
この項に該当するライダーには順位は付かないが、リザルト上の優先順位を下記のとおりとする。
- 28-4-1 周回数の多い順。
- 28-4-2 同周回数の場合、フィニッシュライン通過順。
- 28-5 **赤旗提示によるレース終了後の場合の順位**
結果は、レースを続行していたライダー全員が赤旗を提示されずにフルラップを完了した時点のものとする。
- 28-5-2 **ただし、前項の「ライダー全員」には、周回遅れライダーは含まれない。**
- 28-6 得点
得点は第3章 競技会 **29** 公式得点（ポイント）によって与えられる。
- 28-6-2 得点は「完走者」に対してのみ与えられる。

29 レース後の車両検査

- 29-1 レース終了後、原則として1~6位の車両と車検長ならびに競技監督から指定された車両はただちに定められた区域内に管理され、全車の保管完了後20分間保管され、必要に応じて検査される。
- 29-2 上記車両は、必要に応じて車両重量および音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーには当該大会審査委員会により罰則がかけられる。

30 レースおよび大会の延期、中止等

第3章 競技会 **30** 競技会の延期および中止等による。

31 抗議

- 31-1 抗議は、第4章 MFJ裁定規則 **37** 競技会における大会審査委員会への抗議による。
- 31-2 抗議は、暫定結果発表後20分以内（全日本・地方選手権共通）に当該ライダーおよびそのエントラント代表者だけが行なうことができる。
ただし、参加車両の技術規則違反に関する抗議は暫定結果発表前でも行うことができる。
- 31-3 車両の分解が必要とされる場合は、決勝レース（複数ヒート制の場合は最終ヒート）暫定結果発表後に行なう。
- 31-4 車両の分解に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要する費用は下記とする。

分解内容	2ストローク	4ストローク
カムシャフトまわり分解		1.5万円
シリンダーヘッド分解（バルブ分解含まず）	1万円	2万円
シリンダーヘッド分解（バルブ分解含む）		3万円
腰上分解（シリンダー、ピストン分解含む）	2万円	4万円
左右カバーおよびエンジン電装類分解	1.5万円	1.5万円
エンジン全バラ（クランクケース分解含む）	5万円	10万円

※上記費用には作業工賃およびガスケット類等の消耗品の値段を含む。

- 31-5 車両の分解検査に立ち会う者は、車検長および抗議を受けた当事者のみとする。

32 レース中の違反行為に対する罰則

競技監督の上申に基づき、その輕重により審査委員会が第4章 MFJ裁定規則に基づき、罰則を科す。なお、大会審査委員会は、資格停止等さらに重い罰則が相当すると認めた場合、国内規律裁定委員会へ違反事実を報告し、審議依頼することができる。

- 32-1 以下の行為は、自動的に失格とする。
- 32-1-1 コースを逆走した場合。
- 32-1-2 同一ライダーが同一年度でフライングを2度繰り返した場合。
- 32-1-3 リタイア申告の場合を除き、レース中にピット区域以外のパドックに戻った場合。
- 32-1-4 レース前車検の状態と異なるマーキング部品が使用されている、または車検長および競技監督が、故意に技術規則に違反していると判断した場合。
- 32-2 以下の行為を行った場合、大会審査委員会がその内容により最大失格の罰則を科す。
- 32-2-1 示された合図旗に従わなかった場合。
- 32-2-2 **他のライダーや競技役員等に対する危険行為**
- 32-2-3 ライダー（メカニック等のチーム関係者含む）が競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）の指示に従わない場合。または、競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）に対して暴言、攻撃的な言動をとった場合。
- 32-2-4 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合。
- 32-2-5 故意に走路を妨害した場合。
- 32-2-6 公式練習、公式予選、サイティングラップを含む決勝レース・決勝ヒート中にコースを走行するライダーがピットエリア以外の場所で指示を受けた場合。
- 32-2-7 レース中に外部からの援助を受けた場合。
- ※外部からの援助の定義
- 公式練習、公式予選およびレース／ヒートの間にピットエリア以外の場所で外部からのいかなる援助を受けた場合を指す。
- （ただし、主催者に任命された競技役員がその役務の一環として安全上の理由から行う行為を除く）
- 32-2-8 公式練習、公式予選、サイティングラップを含む決勝レース・決勝ヒート中にライダーが外部との電波を発する機器（無線機・携帯電話・ブルートゥース等）による通信を行った場合。
- 32-2-9 レース後の再車検に合格しなかった場合。
- 32-2-10 ライダーの装備規定に違反した場合。
- 32-2-11 大会特別規則、公式通知で定められた事項に違反した場合。
- 32-3 その他、競技規則に対する罰則は、第4章 MFJ裁定規則による。
- 32-4 参加者は第3章 競技会 15 競技参加者の遵守事項を守らなければならない。

33 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

34 本規則の施行

本規則は、2024年1月1日より施行する。